

令和2年4月17日

学生・教職員 各位

学 長

全国を対象とした緊急事態宣言が発令されたことに伴う本学の対応

昨日、政府より7都府県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県及び福岡県）を対象に発令されていた緊急事態宣言の対象地域が全都道府県に拡大されました（期間は5月6日まで）。

加えて、今までの7都府県に北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府の6つの道府県を加えた13都道府県について、特に重点的に感染拡大防止の取り組みを進めていく必要があるとして、「特定警戒都道府県」と位置付けられています。

本学における新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る措置については、4月14日付けの電子メール「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応について」で通知しているところですが、このたび、緊急事態宣言の対象地域が全都道府県に拡大されたことを踏まえ、以下について特に遵守されることを強く要請します。

○ 人と人との接触機会の削減を図る

- ・ 不要不急の帰省や旅行等は極力避けること。
- ・ 3つの条件（密閉、密集、密接）が重なることを徹底して回避すること。
特に、歓迎会などの多人数が集まる行事は厳に慎むこと。
- ・ 情報セキュリティを確保した上で、自宅での学習、業務が可能なものについては、自宅で行うこと。
- ・ 研究の継続上、大学に来なければならない業務に関しては、安全を確保した上で、最低限の人員で行うこと。

○ 体調管理を図る

- ・ 手洗い、うがいをこまめに行うとともに、マスクの着用、咳エチケットを徹底すること。
- ・ 家族に濃厚接触者の疑いがある者がいる場合は、濃厚接触者か否かの判定がされるまで自宅待機すること。家族が濃厚接触者である場合は、その家族と同期間の自宅待機を行うこと。

また、家族が濃厚接触者でなかった場合は、判明した翌日からの登校、出勤を認める。なお、その後、発熱等の体調不良がある場合は、自宅待機、医療機関の受診、帰国者・接触者相談センターへの相談等の対応を行うこと。

- ・ 発熱等の体調不良があった場合は、今までと同様に危機管理担当（kikikanri@ml.jaist.ac.jp）に連絡するとともに十分な休養を取ること。小康状況になった場合でも、体調が復するまで不要不急の外出は避けること。

○ 連絡体制の確認

- ・ 本学からの情報提供は、電子メール、ホームページ等を通じて行うので、定期的に確認すること。ホームページには今までに送付した通知等の最新版が掲載されているので、再度熟読すること。
- ・ 学生は指導教員、教職員は各系の執行部、上司との連絡を常に取り合えるよう、緊急連絡体制の確認を再度行うこと。